

傍聴要領

1. 会場への入場制限について

次に掲げる方は会場に入場できません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる方
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯している方
- (3) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している方

2. 傍聴者の遵守すべき事項

傍聴者の方は、以下のことを遵守してください。

- (1) 定められた傍聴席で、静粛に傍聴すること
- (2) 拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと
- (3) 飲食をしないこと
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと
- (5) その他議事運営に支障となる行為を行わないこと。

3. 会議の秩序保持

- (1) 傍聴は、会議場においては、会長又は事務局係員の指示にしたがって下さい。
- (2) 傍聴者が前項に違反したとき、退場していただくこととなります。